

添付

島根原子力発電所 1号機 第28回定期検査計画

島根原子力発電所 1号機（沸騰水型、定格電気出力46万キロワット）は、下記のとおり平成21年5月7日から第28回定期検査を実施いたします。

記

1. 定期検査期間

平成21年5月7日から平成21年11月下旬まで

なお、発電停止期間は平成21年5月7日から平成21年10月下旬の予定

2. 定期検査および定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 原子炉冷却系統設備
- (3) 計測制御系統設備
- (4) 燃料設備
- (5) 放射線管理設備
- (6) 廃棄設備
- (7) 原子炉格納施設
- (8) 非常用予備発電装置
- (9) 蒸気タービン

3. 定期検査中に実施する主な工事

- (1) 燃料取替工事
- (2) 制御棒駆動機構取替工事
- (3) 出力領域計装取替工事
- (4) 制御棒取替工事
- (5) 耐震裕度向上工事

4. 定期検査中に実施するトラブル事例の水平展開

- (1) 原子炉再循環系配管等の点検
- (2) 復水・給水系配管等の点検

別紙

別紙-1 島根1号機 第28回定期検査工程表

別紙-2 定期検査内容について（1号機第28回定期検査）

以上

島根 1号機 第28回定期検査工程表

平成21年

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
▽ 発電停止					▽ 定格出力	▽
□ 原子炉圧力容器蓋取外し					□ 出力上昇	総合負荷性能検査
□ 全燃料取出					▽ 発電開始	
□ 制御棒、中性子検出器取替					▽ 試運転開始	
		耐震裕度向上工事			▽ 原子炉起動	
					□ 起動準備	
					□ 原子炉圧力容器蓋取付け	
					□ 全燃料装荷	
					□ 制御棒駆動機構機能試験	

定期検査内容について (1号機 第28回定期検査)

1. 定期検査実施内容

(1) 原子炉本体

原子炉圧力容器の蓋を開放し、炉内構造物および燃料の点検を行い、その健全性を確認する。また、原子炉圧力容器の溶接部については、非破壊検査および漏えい検査を行い、その健全性を確認する。

(2) 原子炉冷却系統設備

非常用炉心冷却装置を含む原子炉冷却系統設備の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。また、配管の溶接部については、非破壊検査および漏えい検査を行い、その健全性を確認する。

(3) 計測制御系統設備

制御棒駆動装置および核計測装置等の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(4) 燃料設備

燃料取扱装置および燃料プール冷却装置の点検手入れを行うとともに作動試験の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(5) 放射線管理設備

放射線管理用計測装置および換気設備の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(6) 廃棄設備

廃棄物処理設備等の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(7) 原子炉格納施設

可燃性ガス濃度制御系および窒素ガス制御装置等の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査および全体漏えい率検査を行い、その健全性を確認する。

(8) 非常用予備発電装置

非常用ディーゼル機関および発電機の点検手入れを行うとともに自動起動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(9) 蒸気タービン

タービン本体、復水器の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

2. 定期検査中に実施する主な工事

(1) 燃料取替工事

原子炉内の全燃料400体のうち、約80体を新燃料に取替える。

(2) 制御棒駆動機構取替工事

制御棒駆動機構97体のうち、9体を同一設計の予備品に取替える。

(3) 出力領域計装取替工事

出力領域計装の検出器集合体22体のうち、2体を同一設計の検出器集合体に取替える。

(4) 制御棒取替工事

ボロンカーバイド粉末を制御材とする制御棒4本、またハフニウム棒を制御材とする制御棒4本について、各々同一タイプの制御棒に取替える。

(5) 耐震裕度向上工事

耐震安全性に対する信頼性を一層向上させるため、配管（主蒸気系、原子炉再循環系等）およびケーブルトレイ等について支持構造物の補強を行う。

3. 定期検査中に実施するトラブル事例の水平展開

(1) 原子炉再循環系配管等の点検

原子炉再循環系配管等溶接部の12箇所について、点検を実施する。

平成21・02・18 原院第2号「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）の制定について」に基づく検査

(2) 復水・給水系配管等の点検

復水・給水系配管等、約710箇所の配管肉厚測定を実施する。

平成17・02・16 原院第1号「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」に基づく検査

以上